

副首都推進局人権行政推進委員会

○副首都推進局人権行政推進委員会設置要綱

第2条（組織）

- ・委員長（西島局長）
- ・副委員長（大田理事、長澤理事、松下理事）
- ・委員（濱ノ園部長、小田部長、廣原部長）

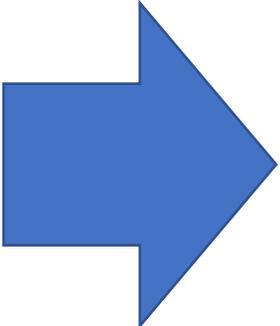
第5条（協議事項）

委員会の会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1)局の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取組みに関すること
- (2)局における人権教育・啓発・職員研修の取組みに関すること
- (3)その他 委員長が必要と認める事項に関すること

第6条（庶務）

- ・総務担当



○「人権の視点！100！」実行プログラムの策定

○「人権の視点！100！」実行プログラムの評価

※各所属において年度ごとにPDCAサイクルに基づいた自己点検・評価を行う

令和6年度「人権の視点！100！」実行プログラムの振り返り

令和6年度の取組

職員の人権尊重の意識向上

→年2回、人権課題の周知・啓発を実施
同時にアンケートを実施し、取り上げたテーマを
理解している職員の割合 80%以上



達成

・評価できる点

職員の人権意識の向上や知識の蓄積を図ることができた

・反省点等

- (1)下半期の取組が、所属別人権問題研修等と時期が重なってしまった。
- (2)人権行政推進本部事務局（市民局）から全所属に対して、
R6は多くの所属で単なる周知・啓発や研修にとどまった取組になっているが、
日常業務を改善・見直しする取組とするよう指摘があり、
当局の取組もその観点から見直す必要がある。

令和7年度「人権の視点！100！」実行プログラムの策定の考え方

令和6年度

職員の人権尊重の意識向上 → 年2回、人権課題の周知・啓発を実施

・考慮した点

(1) R6年度の反省点等を踏まえ、
日常業務（万博を契機として増大する広報業務を中心に）を
改善・見直しする取組に

(2) 事象が生じた際の対応を徹底することを重視

※6月18日大阪市人権行政推進本部会議での本部長 （大阪市長）指示 を意識

令和7年度

人権問題への
対応体制の
確認・維持

-
- (1) 上半期（重点広報期間より前）に、全職員を対象に
人権課題の周知・啓発や人権課題（差別書き込み等）発生時の
対応方法、問合せへの対応例等の周知を実施し再徹底
 - (2) 上記周知等を踏まえ、各担当で人権問題への対応体制を確認
 - (3) 下半期に、広報業務を中心に、人権の視点で対応体制や
発信内容を振り返る業務チェックを実施